

佐久市産業立地応援プラン 2025 《詳細》

① 「リスク分散」「国内回帰」のための立地は補助率をアップ！

【リスク分散とは】…現在の工場等が立地している土地で想定されるあらゆる災害に備え、危険を分散することで事業活動の継続を維持することをいいます。

【国内回帰とは】…海外に移した生産拠点を国内に戻す場合をいいます。

② 「テレワーク施設」の開設に対する補助制度を拡充！（平成 31 年度～）

空き工場や空き事務所などをテレワーク施設（コワーキングスペース、サテライトオフィス等）として利用する場合、整備費用を定額補助し、サテライトオフィスの賃借料を一部補助します。

◎**拡充ポイント**◎ ・業種制限、雇用要件なし ・整備費用の定額補助（**限度額 150 万円**）

③ ☆市内企業限定プラン☆ 新築する工場などの建物や償却資産の取得費の一部を補助！

市内で製造業等を営んでいる企業の皆さんに対する支援制度を昨年に引き続き実施します。

④ 雇用要件の緩和（移住者雇用等の拡充）！（平成 31 年度～）

ア **雇用完了時点を「操業開始時」から「操業開始後 1 年以内」に緩和**

イ **移住者の雇用は「移住者雇用 1 人を市内雇用 2 人分」としてカウント**

◆補助対象業種……製造業、情報通信業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所、コールセンター業
※令和 7 年（2025 年）4 月 1 日施行

▼特定地域とは……市内工業団地の区域、用途地域の工業専用地域・工業地域、市内工業団地に準じた地域で市長が特に認める地域

▼新規雇用者とは…補助事業認定後、新たに採用された雇用保険被保険者で佐久市に住所を有する方

▼移住者とは……平成 31 年 4 月 1 日以降に転入し、市内の住民基本台帳に記録された方で、その転入の日から起算して過去 5 年以内に佐久広域市町村の住民基本台帳に記録されたことのない方

1 立地と雇用に対する補助金

1-1 用地取得費の一部を補助します（工場等用地取得事業補助金）

地域区分	取得形態	取得面積 (㎡以上)	新規雇用者数		補助率・限度額	
			中小企業	大企業	一 般	リスク分散・国内回帰
特定地域	新設	1,000	5 人以上	10 人以上	取得費の 30% 限度額 3 億円	取得費の 50% 限度額 5 億円
	移設		3 人以上	5 人以上		
	増設					
特定地域 以外	新設	3,000	5 人以上	10 人以上	取得費の 10% 限度額 1 億円	取得費の 15% 限度額 1.5 億円
	移設		3 人以上	5 人以上		
	増設					

主な要件等

①市内に既に工場等を有する方は、市内全事業所の総従業員数が規定以上の増加をしなくてはなりません。

②用地取得後、3 年以内に操業開始しなくてはなりません。

③補助金を受けた土地は 10 年間指定の用途に供さなくてはなりません。

④特定地域内での取得の場合、補助金は一般分が 3 年分割、リスク分散分と国内回帰分は 5 年分割で交付します。

1-2 新規雇用者の人数に応じて補助します（企業立地雇用支援事業補助金）

地域区分	取得形態	取得面積 (㎡以上)	新規雇用者数		補助率・限度額
			中小企業	大企業	
特定地域	新設	1,000	10 人以上	30 人以上	・新規雇用者数（1 年以上雇用）×40 万円 （ 移住者雇用の場合は 80 万円/人 ） ・操業開始時から 3 年間補助対象 ・ 移住者 1 人の雇用 = 市内雇用 2 人分 としてカウント
	移設				
	増設				
特定地域 以外	新設	3,000	10 人以上	30 人以上	
	移設				
	増設				

主な要件等

①用地を取得した場合に活用できます。

②新規雇用者を 1 年以上継続して雇用しなくてはなりません。

③補助金の交付額が 5 千万円を超える場合は 2 年間の分割交付になります。

2 設備投資などに対する補助金

2-1 工場などの建物や償却資産の固定資産税相当額を補助します（工場等設置事業補助金）

地域区分	取得形態		投下固定資産総額		新規雇用者数		補助 期間	補助率・ 限度額
			中小企業	大企業	中小企業	大企業		
特定地域	一 般	新設	2,500 万円	1 億円	5 人以上	10 人以上	3 年間	補助率 100%
		移設			3 人以上	5 人以上		
		増設	1,000 万円	5,000 万円	1 人以上	3 人以上	2 年間	
	リスク分散 国内回帰	新設	2,500 万円	1 億円	5 人以上	10 人以上	5 年間	
		移設			3 人以上	5 人以上		
		増設	1,000 万円	5,000 万円	1 人以上	3 人以上	3 年間	
特定地域 以外	一 般	新設	5,000 万円	1 億円	5 人以上	10 人以上	3 年間	限度額なし
		移設			3 人以上	5 人以上		
		増設	2,500 万円	5,000 万円	1 人以上	3 人以上	2 年間	
	リスク分散 国内回帰	新設	5,000 万円	1 億円	5 人以上	10 人以上	5 年間	
		移設			3 人以上	5 人以上		
		増設	2,500 万円	5,000 万円	1 人以上	3 人以上	3 年間	

主な要件等

①市内に既に工場等を有する場合は、市内全事業所の総従業員数が規定以上の増加をしなくてはなりません。

②補助金を受けている期間は、規定以上の雇用者数を維持していなくてはなりません。

③取得した建物・償却資産に対し、操業開始後初めて固定資産税が課せられる年度を初年度とする各年度の固定資産税相当額を補助します。

④下記 2-2 の生産施設等の取得費に対する補助制度との併用はできません。⑤操業開始の日から 10 年間は継続して操業しなくてはなりません。

2-2 ☆市内企業限定☆ 建物や償却資産の取得費の一部を補助します（工場等設置事業補助金）

地域区分	取得形態	投下固定資産総額		新規雇用者数		対象・補助率
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	
市内全域	新設	2,500 万円	1 億円	5 人以上	10 人以上	・市内で製造業等を営んでいる企業 ・ 補助率：取得費の 5%以内
	移設			3 人以上	5 人以上	
	増設			1 人以上	3 人以上	

主な要件等

①市内で製造業等を営んでいる企業に限ります。また、市内全事業所の総従業員数が規定以上の増加をしなくてはなりません。

②投下固定資産総額の上限は、全ての「取得形態」で 5 億円未満（消費税除く）です。

③補助金を受けている期間は、規定以上の雇用者数を維持していなくてはなりません。

④上記 2-1 の固定資産税相当額を補助する制度との併用はできません。⑤操業開始の日から 10 年間は継続して操業しなくてはなりません。

3 「テレワーク施設」の開設及び「サテライトオフィス」の利用に対する補助金

3-1 テレワーク施設の整備費用を補助します（工場等活用事業補助金）

地域区分	取得形態	対象・補助率
市内全域	新設	・テレワーク施設（コワーキングスペース、サテライトオフィス等）の設置に要する費用（改修費及び情報通信システムの導入等に要する経費）の相当額を補助（ 限度額 150 万円 ） ・1 カ所につき 1 度限り

主な要件等：①令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までに着手するものに限ります。

3-2 サテライトオフィスの賃借料の一部を補助します（工場等活用事業補助金）

地域区分	取得形態	対象・補助率
市内全域	新設	・サテライトオフィス 賃借料の 30%以内 ・限度額 1 ヶ月当たり 3 万円 ・補助期間 3 年間

主な要件等：①3 年以上の賃貸借契約を締結しなければなりません。

4 空き工場などの活用に対する補助金

4-1 空き工場などの賃借料の一部を補助します（工場等活用事業補助金）

地域区分	取得形態	新規雇用者数		補助率・限度額
		中小企業	大企業	
市内全域	新 設	5 人以上	10 人以上	・工場等の賃借料の 30%以内 ・限度額 1 ヶ月当たり 10 万円 ・補助期間 3 年間
	移 設	3 人以上	5 人以上	
	増 設	1 人以上	3 人以上	

主な要件等

- ① 3 年以上の賃貸借契約を締結しなければなりません。
- ② 市内に既に工場等を有する方は、市内全事業所の総従業員数が規定以上の増加をしなくてはなりません。
- ③ 補助金を受けている期間は、規定以上の雇用者数を維持していません。

5 工場立地法、減免制度

5-1 工場立地法の特定工場緑地面積率、環境施設面積率を緩和しました

対象区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
工業専用地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の定めのない地域	10%以上	15%以上

- ① 環境施設とは、緑地や噴水、池、広場等で周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものをいい、緑地もこれに含まれます。
※ 市の基準の対象区域以外は、国の基準（緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上）を適用します。

5-2 減免制度：新規立地で下水道使用料を減免します（窓口・・・佐久市役所 環境部 下水道課）

取得形態		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	左 記 の 率 を 乗じた額を減 額します
一 般	新設	10 分の 3	10 分の 2	10 分の 1	-	-	
リスク分散・国内回帰	新設	10 分の 5	10 分の 4	10 分の 3	10 分の 2	10 分の 1	

- ① 下水道使用料減免の対象となるためには、工場操業時に下水道課への減免申請が必要となります。

?? 佐久市の魅力 ??

☆ 交通のアクセスの良さが魅力 ☆

- ・JR 北陸新幹線(長野経由)佐久平駅は東京から約 70 分、北陸金沢から約 100 分と新幹線通勤可能圏内です。
- ・上信越自動車道利用で練馬 IC から佐久 IC まで約 110 分、新潟県上越市の直江津港なら佐久 IC から約 100 分と絶好の場所に位置しています。また、静岡市を約 110 分で結ぶ中部横断自動車道の建設も進んでおり、ますます高速交通ネットワークが広がります。

☆ 医療体制の充実が魅力 ☆

- ・市立国保浅間総合病院(323 床)、農村医療で全国的に知られる佐久総合病院(本院 351 床、佐久医療センター450 床)があり、国内トップレベルの地域中核医療機関が充実し、誰でも安心して高度医療が受けられる体制が整っています。

☆ 子育て世代にはとっても魅力 ☆

- ・市内には 28 の公立保育園・私立保育園があり、すべての園で 0 歳児保育を実施しています。また、1 小学校区に 1 児童館を整備しており、子供を預け安心して働ける就労環境で子育て世代を応援しています。

(お問い合わせ)

佐久市役所 経済部 商工振興課

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 TEL 0267-62-3265(直通) FAX 0267-62-2269

http://www.city.saku.nagano.jp E-mail syoko@city.saku.nagano.jp

佐久市は企業の皆さんの立地と設備投資を応援します

佐久市産業立地応援プラン 2025

～?応援ポイント～※各補助要件を満たした場合の補助率等。

? 「リスク分散」、「国内回帰」のための立地は補助率をアップ

◎ 用地取得費の一部を補助

補助率 30%のところ **最大 50%**（5 億円限度）を補助！

◎ 建物や償却資産の固定資産税相当額を補助

補助期間 3 年のところ **最大 5 年間**（限度額なし）補助！

? 市内居住者（移住者含む）を雇用した場合は補助額をアップ

◎ 新規雇用者の人数に応じて補助

一人当たり 40 万円（1 億円限度）を補助！〈3 年間の人数の増加分を補助〉
さらに雇用者が**移住者の場合は 80 万円/人**に引き上げ！

? 新たに「テレワーク施設」を開設する皆さんを応援

◎ 空き工場や空き事務所などをテレワーク施設にする場合

- ・テレワーク施設開設費用を**限度額 150 万円まで補助**！
- ・サテライトオフィスの賃借料を 30%（月 3 万円限度）まで補助！

? 市内で製造業などを営んでいる企業の皆さんを応援 ☆市内企業限定☆

◎ 新築する工場などの建物や償却資産の取得費の一部を補助

建物等の取得費（1 千万円以上 5 億円未満）の **5%を補助**！